法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第12期（平成29年４月１日～平成30年３月31日）

■ 事業報告

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況…… 2
株式会社の支配に関する基本方針…… 7

■ 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書…… 9
連結注記表…… 10

■ 計算書類

株主資本等変動計算書…… 21
個別注記表…… 23

国際石油開発帝石株式会社

法令及び定款第27条の規定に基づき、当社ホームページ（https://www.inpex.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

■ 事業報告

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況の概要

【業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備についての決定内容】

「株式会社の業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備」についての決定内容の概要は、次のとおりです。なお、本概要は、平成30年３月26日開催の取締役会における一部改定の決議を反映したものです。

①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業行動憲章及び行動基本原則を策定し、この遵守と徹底を図るための体制を構築する。

当社は、常勤の取締役及び執行役員等を構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる基本方針や重要事項を審議し、その実践状況を管理するとともに、社内研修等を通じて周知徹底を図ることで、取締役及び使用人がその職務執行上、法令及び定款に則り、行動することを確保する。併せて、社内担当部署及び社外専門家(弁護士)を窓口とした内部通報制度を整備する。

また、コンプライアンス体制及び関連社内規程を実効あらしめるために、社長直属の内部監査組織による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を通じ、これを検証・評価するとともに、適宜改善を行う。社長直属の内部監査組織は、内部監査規程に基づき、前年度の監査結果及び当年度の監査計画について、取締役会へ報告する。

さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、適正に運用するとともに、その有効性の評価を行う。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その所管する職務の執行に係る文書その他の情報については、法令、定款及び社内規程等に則り、情報セキュリティ体制を整備し、適正に保存及び管理する。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程・ガイドライン等に基づき、リスク管理を行う。

さらに、日常業務に係るリスク管理の運営状況等については、社長直属の内部監査組織による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を通じ、これを検証・評価するとともに、環境の変化に応じた不断の見直しを行う。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、以下の点に留意して事業運営を行う。

(1)重要事項の決定については、常勤の取締役及び役付執行役員で組織する経営会議を毎週ないし適宜開催し、迅速かつ適正に業務執行を行う。

(2)日常の職務遂行については、取締役会規程その他の社内規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責

任者が迅速に業務を遂行する。

また、取締役会は、経営の長期展望と中期計画を策定するとともに、その進捗状況の報告を受ける。

当社は、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図るため取締役等を本部長とする本部制を採用しているが、各本部等は、中期計画等を実現するため、重要なリスクとその対処方針に留意しつつ、事業環境に応じた主要なマイルストーンとなる取り組みを推進し、経営会議は、その進捗状況の報告を受ける。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ）当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者（以下、「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ経営管理規程に基づき、子会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結し、各社の重要事項について当社に報告を求め、又は承認する。

ロ）当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社におけるリスク管理について、グループ経営管理規程に基づき、当社グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行う。

また、当社は、子会社に対して当社の社長直属の内部監査組織による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等に協力するよう求め、かかる監査等を通じ、子会社の日常業務に係るリスク管理の運営状況等を検証・評価するとともに、かかる検証・評価の結果を踏まえて、子会社に対して環境の変化に応じた不断の見直しを求める。

ハ）当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、当社グループ全体において、経営の長期展望と中期計画を共有し、人的・資金的な経営資源を効率的に運用するとともに、当社の各社内規程等に準じ、以下の点に留意して事業運営を行うよう求める。

(1)子会社における重要事項の決定については、子会社の取締役会又は取締役合議にて決定を行う。

(2)子会社の日常の職務執行については、子会社における職務権限を定めた規程に基づいて権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が迅速に業務を遂行する。

ニ）当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ全体に適用されるコンプライアンス体制(内部通報制度を含む)を構築し、子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人に対して周知徹底する。

当社は、子会社の協力を得て、子会社に対し、当社の社長直属の内部監査組織による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を実施する。

当社は、子会社において取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制が構築されるよう、グループ経営管理規程に基づき、子会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結する。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の監査の実効性を高めるべく、監査役の職務を補助するための執行部門から独立した組織である監査役室を設置し、専任の使用人を置く。

当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当該使用人の人事評価、人事異動及び懲戒処分は、事

前に常勤監査役の同意を必要とする。

⑦当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、法令に定める事項、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項その他当社の監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、報告及び情報提供を行う。

また、当社の監査役は、当社の取締役会その他重要な社内会議に出席するとともに、稟議書等の回付を受けて、常に業務上の情報を入手できるようにする。

当社グループの内部通報制度においては、当該制度の担当部署は、当社グループの取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人からの内部通報の状況について、速やかに当社の監査役に対して報告する。

⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を周知徹底する。

また、当社グループの内部通報制度においては、報告者に対する不利な取扱いが確認された場合には、不利な取扱いをした者及びその所属部門長等は、就業規則等に則った懲戒等の処分の対象となる。

⑨当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払又は償還の手続等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的な会合を実施するとともに、適宜必要な情報を提供し、監査役との意思疎通を図る。併せて、当社は、監査役と社外取締役との定期会合の機会を確保し、相互連携と情報共有の充実を図る。

また、当社は、監査役が内部監査組織とも連携し、定期的に報告を受けることができる体制を整えるなど、監査の実効性の向上を図る。

さらに、監査役の監査の実施に当たり、弁護士、公認会計士、税理士等の社外専門家と緊密に連携が取れるようにする。

【業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の運用状況の概要】

「株式会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備」についての決定内容に基づき、内部統制システムを効果的に運用しておりますが、当事業年度における主な運用状況の概要は、次のとおりです。

＜コンプライアンス体制＞

当社グループの行動規範(Code of Conduct)を制定し、全ての役員及び従業員に対し、法令遵守はもちろんのこと、社会規範を尊重し、高い倫理観を持った行動をするよう義務付けております。また、コンプラ

イアンス委員会を定期的及び随時に開催し、コンプライアンスの実践状況等を確認するとともに、取締役会に報告いたしました。

コンプライアンス委員会で決議した活動計画に基づき、コンプライアンス研修を実施したほか、毎月１回「コンプライアンス通信」を発行するとともに、各部署のコンプライアンス推進担当者との会合を実施するなどし、職場全体としてのコンプライアンス意識の共有・強化を図りました。また、当期の重点的な活動としては、当社グループの贈収賄・汚職防止体制のグローバルな運用強化の一環として、役員及び従業員へのE-learningを実施したほか、前年度に引き続き海外事務所のリスク評価を実施いたしました。

また、人権尊重に対する当社の姿勢を明示するため、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく「INPEXグループ人権方針」を策定し、５月に公表したほか、役員及び従業員へのE-learningを実施し、グループ全体としての人権尊重の意識向上を図りました。さらに、企業の事業とサプライチェーン上の奴隷労働及び人身取引などの人権侵害への取り組み等を明らかにすることを目的に平成27年10 月に施行された英国法「ModernSlavery Act 2015」への対応として、前年度に引き続き、当社ウェブサイト上に”ModernSlavery Act Statement（英国現代奴隷法ステートメント(仮訳)）”を開示しております。

なお、当社では、社内担当部署及び社外専門家(弁護士)を窓口とした内部通報制度を整備しておりますが、本年度は、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

＜リスク管理体制＞

事業に関連する様々なリスクに対処するため、まず、新規プロジェクトの取得に際しては、新規プロジェクト開発本部により一元的に採否の分析・検討を行っており、探鉱、評価、開発等の各フェーズにおける技術的な評価等を組織横断的に行うための仕組みとして「INPEX Value Assurance System（IVAS審査会)」を運営しております。

次に、事業を行う国や地域のカントリーリスク管理に係るガイドラインを制定し、リスクの高い国には累積投資残高の目標限度額を設定する等の管理を行っております。

さらに、為替、金利、原油・天然ガス価格、及び有価証券価格の各変動リスクを特定し、それらの管理・ヘッジ方法を定めることで財務リスク管理を行っております。

また、HSEリスクに関しては、石油・天然ガス開発の事業活動における労働安全衛生と環境の継続的な改善活動を推進するため、HSEマネジメントシステムで定めるHSEリスク管理要領に基づき、事業所毎にHSEリスクの特定、分析・評価を行っています。また、リスク対応策を策定、実行するとともに、HSEリスクを監視するため、リスク管理状況を定期的に本社に報告させ、本社ではこれを確認しております。さらに、セキュリティに関するリスク等についても、要領や指針をもとに全社的な管理に取り組んでおります。当期は、昨年４月１日付で当社「環境安全方針」の大幅な改定を実施したほか、コーポレート第三期HSE 中期計画（2016～2020年度の５年間を対象年度とした計画）の２年目として、HSEマネジメントシステムのパフォーマンスと有効性の向上を推進しております。

一方、大規模な事故や災害等による緊急事態に対応できる能力を高めるため、緊急時・危機対応計画書を作成するとともに、平時より緊急時対応訓練を定期的に実施する等、積極的にリスク管理に努めております。また、重要な業務を停止させないために事業継続計画(BCP)を策定し、適宜見直しを行っております。

国際的に関心の高い気候変動問題に関しては、当社グループの基本的な考え方と実際の取り組みをまとめたポジションペーパーを平成27年12月に発行し、対外公表するとともに、今後の課題について継続的な検討を進めております。本ポジションペーパーは原則として毎年１回見直すこととしており、昨年２月にその

一部を改定しました。

このほか、リーガルリスクについては、重要な契約や訴訟等について、事業部門及び経営陣へ適切に法的助言ができる体制を整備しております。

また、情報セキュリティ委員会を四半期ごとに開催し、組織的・体系的な情報セキュリティ対策を講じるとともに、情報漏えい防止を含む教育・訓練も実施しております。

＜職務執行の効率性を確保するための体制＞

５月の当社定例取締役会にて、平成28年度から平成29年度末までの２か年を対象とした全社の取組方針を踏まえ、平成28年度計画・目標の取組結果及び平成29年度計画・目標の策定について報告しました。また、各本部等は重要なリスクとその対処方針に留意しつつ、現下の事業環境において主要なマイルストーンとなる取り組みを推進し、中間期及び期末にはその進捗状況の振り返りを実施しております。今後は、全社の平成29年度計画・目標の取組結果を本年４月の取締役会に報告することとしております。

さらに、2040年度までの当社経営の長期的展望を示した「ビジョン2040」と、2018年度から2022年度までの５か年を対象とした「中期経営計画2018-2022」を、本年５月に策定・公表すべく(*)、当期は取締役会メンバーによる意見交換会を計４回実施するなど、経営戦略に関する議論を重ねております。また、今後は同「ビジョン2040」及び「中期経営計画2018-2022」に基づく新たな全社の取組方針及び年度計画・目標を策定し、その進捗状況及び取組結果を毎年取締役会に報告する予定です。

(*)本年５月11日に公表済み。

＜グループ会社の経営管理体制＞

グループ経営管理規程及びグループ経営管理に係る契約に基づき、当社は、重要事項について原則として報告を求め、又は承認をしております。また、当社の内部監査組織である監査ユニットが、年度監査計画に基づき子会社の監査を実施しております。

一方、グループ運営に当たっては、特に海外プロジェクトの子会社について当社との兼務体制としており、併せて資金面では、Cash Management Systemによるグループ資金の一元管理体制を通して資金効率を高めているほか、シンガポール共和国に設立した当社金融子会社でのグループ内ファイナンス業務の集中管理等、効率的な事業運営を図っております。

当社の内部通報制度はグループ全体に適用されるものとなっており、当社及び各子会社における研修及び周知活動を通じて、通報者に対する不利な取り扱いの禁止を徹底しております。

＜監査役の監査の実効性を確保するための体制＞

監査役は、監査の実効性の向上を図るため、取締役会のほか経営会議等の重要な会議への出席、各事業部門に対するヒアリング、代表取締役をはじめ各取締役との会合等を通じて、必要な情報の提供を受けるとともに、意見交換を行っております。また、監査ユニットから定期的に内部監査状況についての報告を受けるほか、会計監査人からは四半期ごとの決算のレビュー結果を含め必要な報告を受けるなど、内部監査組織及び会計監査人とも緊密に連携を取っております。

また、内部通報制度の担当部署は、内部通報の内容及びその対応を速やかに監査役に報告することとしております。

なお、執行部から独立した専任の使用人を配置する組織として監査役室が設置され、監査役の職務を補助しております。

株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社グループは、バランスの取れた資産ポートフォリオ、国際的な有力中堅企業としてのプレゼンス及び高い水準のオペレーターとしての技術力等を最大限に活かし、既発見の大規模油ガス田の早期商業生産を達成するとともに、今後とも優良な油ガス田を積極的に獲得するための投資強化を通じ、国際競争力のある我が国の中核的企業として、我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現及び企業価値のさらなる向上を目指して積極的な事業展開に努めてまいります。

②財産の有効な活用及び不適切な支配の防止のための取り組み

当社グループは、健全な財務体質のさらなる強化を図りつつ、石油・天然ガス資源の安定的かつ効率的な供給を可能とするために事業基盤の拡大を目指し、探鉱・開発活動及び供給インフラの整備・拡充等に積極的な投資を行います。当社は、これらの活動を通じた石油・天然ガスの保有埋蔵量及び生産量の維持・拡大による持続的な企業価値の向上と配当による株主の皆様への直接的な利益還元との調和を、中長期的な視点を踏まえつつ図ってまいります。

また、当社は、上記①の基本方針に基づき、投機的な買収や外資による経営支配等により、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われること又は否定的な影響が及ぶことがないよう、経済産業大臣に対し甲種類株式を発行しております。

その内容としては、ⅰ)取締役の選解任、ⅱ)重要な資産の全部又は一部の処分等、ⅲ)当社の目的及び当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更、ⅳ)統合、ⅴ)資本金の額の減少、ⅵ)解散、に際し、当社の株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式の株主による種類株主総会(以下、「甲種類株主総会」という)の決議が必要とされております。ただし、ⅰ)取締役の選解任及びⅳ)統合については、定款に定める一定の要件を充たす場合に限り、甲種類株主総会の決議が必要とされております。甲種類株主総会における議決権の行使に関しては、甲種類株主が平成20年経済産業省告示第220号に定める甲種類株式の議決権行使の基準に則り、議決権を行使できるものとしております。

当該基準では、上記ⅰ)及びⅳ)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、上記ⅲ)の当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更の決議については、「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」、上記ⅱ)、ⅲ)当社の目的に係る定款変更、ⅴ)及びⅵ)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」のみ否決するものとされております。

さらに、当社の子会社定款においても子会社が重要な資産処分等を行う際に、上記ⅱ)の重要な資産の全部又は一部の処分等に該当する場合には、当該子会社の株主総会決議を要する旨を定めており、この場合も当社取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要としています。なお、当社の取締役会は、甲種類株主による甲種類株式の議決権行使を通じた拒否権の行使に関して権能を有しておらず、従って甲種類株式は当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

③上記②の取り組みについての取締役会の判断

上記②の取り組みは、我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現及び持続的な企業価値の向上を目指すものであり、上記①の基本方針に沿うものであります。

また、上記②の甲種類株式は、拒否権の対象が限定され、その議決権行使も平成20年経済産業省告示第220号に定める経済産業大臣による甲種類株式の議決権行使の基準に則り行われることから、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くし、その影響が必要最小限にとどまるよう設計されておりますので、上記 ①の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えております。

■ 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

（自 平成29年 4 月 1 日
至 平成30年 3 月31日）

単位：百万円(百万円未満切捨表示)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	290,809	676,273	1,595,018	△5,248	2,556,852
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△2,699			△2,699
剰余金の配当			△26,286		△26,286
親会社株主に帰属する当期純利益			40,362		40,362
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△2,699	14,076	－	11,377
当期末残高	290,809	673,574	1,609,094	△5,248	2,568,230

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,479	717	379,119	386,316	264,372	3,207,542
当期変動額						
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△2,699
剰余金の配当						△26,286
親会社株主に帰属する当期純利益						40,362
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,737	25,007	△66,612	△37,866	△22,184	△60,051
当期変動額合計	3,737	25,007	△66,612	△37,866	△22,184	△48,674
当期末残高	10,217	25,724	312,507	348,449	242,188	3,158,868

連 結 注 記 表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等〕

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　64社

主要な連結子会社の名称

ジャパン石油開発㈱、アルファ石油㈱、サウル石油㈱、インペックス南西カスピ海石油㈱、INPEX Gas British Columbia Ltd.、JODCO Onshore Limited、JODCO Lower Zakum Limited、インペックス北カスピ海石油㈱、インペックス西豪州ブラウズ石油㈱、INPEX Holdings Australia Pty Ltd、INPEX Ichthys Pty Ltd、INPEX Oil & Gas Australia Pty Ltd、インペックスマセラアラフラ海石油㈱、INPEX Financial Services Singapore PTE. LTD.

当連結会計年度から新規に連結の範囲に含めることとした会社は３社、連結の範囲から除いた会社は３社であり、その内訳は以下のとおりであります。

(イ)当連結会計年度に設立に伴う出資により新規に連結の範囲に含めた会社

JODCO Lower Zakum Limited

(ロ)当連結会計年度に重要性が増したことにより新規に連結の範囲に含めた会社

INPEX Financial Services Singapore PTE. LTD.

INPEX E&P Mexico, S.A. de C.V.

(ハ)当連結会計年度に清算結了したことにより連結の範囲から除いた会社

インペックス西コンゴ石油㈱

INPEX UK Ltd

(ニ)当連結会計年度に株式売却手続完了により連結の範囲から除いた会社

ナトゥナ石油㈱

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

酒田天然瓦斯㈱、Teikoku Oil de Burgos, S.A.de C.V.、㈱テルナイト

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち子会社としなかった会社の名称等

会社等の名称

Ichthys LNG Pty Ltd

子会社としなかった理由

当社は、当社連結子会社であるINPEX Holdings Australia Pty Ltdを通じて、Ichthys LNG Pty Ltdの議決権の過半数を自己の計算において所有しておりますが、TOTAL E&P Holding Ichthys社との株主間協定書に基づき、重要事項の決議は両社の同意が必要となることから、Ichthys LNG Pty Ltdを子

会社ではなく、持分法適用の関連会社としております。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用非連結子会社はありません。

持分法を適用した関連会社の数　20社

主要な会社等の名称

Angola Block 14 B.V.、MI Berau B.V.、アンゴラ石油㈱、インペックス北カンポス沖石油㈱、Ichthys LNG Pty Ltd

（2）持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

酒田天然瓦斯㈱、Teikoku Oil de Burgos, S.A.de C.V.、㈱テルナイト、タングープロジェクトマネジメント㈱

持分法を適用しない理由

非連結子会社及び関連会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

（3）持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しておりますが、一部の会社は連結決算日現在で決算を行っております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社のうち、サウル石油㈱、インペックスマセラアラフラ海石油㈱等48社は決算日が12月31日であり、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、ジャパン石油開発㈱、インペックス南西カスピ海石油㈱、インペックス北カスピ海石油㈱、INPEX Holdings Australia Pty Ltd、INPEX Ichthys Pty Ltd等11社は、決算日が12月31日ですが、連結決算日現在で決算を行っております。

4．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

（ロ）デリバティブ

時価法

（ハ）たな卸資産

海外のたな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

国内のたな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

（イ）有形固定資産（リース資産を除く）

海外の鉱業用資産は主として生産高比例法によっております。

その他は主として定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2年～60年
坑井	3年
機械装置及び運搬具	2年～22年

（ロ）無形固定資産（リース資産を除く）

探鉱開発権

探鉱段階のものについては支出のあった連結会計年度において一括償却し、生産段階のものについては生産高比例法を採用しております。

鉱業権

主として生産高比例法によっております。

その他

主として定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

（ハ）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

（イ）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（ロ）生産物回収勘定引当金

生産物回収勘定に対する損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し計上しております。

（ハ）探鉱投資引当金

資源探鉱投資法人等の株式等の損失に備えるため、投資先各社の資産状態を検討のうえ計上しております。

（ニ）探鉱事業引当金

探鉱段階の連結子会社による探鉱事業費用に備えるため、探鉱投資計画に基づき、当連結会計年度末において必要と認められる金額を計上しております。

（ホ）役員賞与引当金
役員に対する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度の負担する支給見込額に基づき計上しております。
（ヘ）事業損失引当金
石油・天然ガスの開発、生産及び販売事業等に係る損失に備えるため、個別に事業の状況等を勘案し計上しております。
（ト）特別修繕引当金
一部の連結子会社において、油槽設備等の定期修繕費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。
(4) 退職給付に係る会計処理の方法
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、一部の連結子会社は小規模企業に該当するため退職給付債務の計算は簡便法（自己都合要支給額）によっております。
② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は発生年度に全額を費用処理しております。
(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
（イ）連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
（ロ）重要なヘッジ会計の方法
① ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。なお、一部の持分法適用関連会社は繰延ヘッジ処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段　　金利スワップ取引
ヘッジ対象　　借入金の支払金利
③ ヘッジ方針
デリバティブ取引の限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的によるデリバティブ取引は行わないこととしております。
④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップは特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。
（ハ）のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、20年の定額法で償却することとしております。

（ニ）消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
（ホ）生産物回収勘定の会計処理
生産分与契約に基づき投下した作業費を計上しております。生産開始後、同契約に基づき生産物（原油及び天然ガス）をもって投下作業費を回収しております。

〔表示方法の変更〕
（連結損益計算書）
前連結会計年度において、営業外費用に区分掲記しておりました「固定資産除却損」は金額的重要性により、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しました。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1．担保に供している資産は次のとおりであります。

（担保資産）	百万円
現金及び預金	3,763
たな卸資産	7,910
土地	141
建設仮勘定	1,245,155
投資有価証券	182,049
長期貸付金	293,788
その他	4,101
計	1,736,911

上記は主にイクシスLNGプロジェクトファイナンスに関するもので、その他、それ以外の関連会社の債務の担保目的で差し入れたものも含んでおります。

2．減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、825,311百万円であります。

3．保証債務

（1）銀行借入等に対する債務保証等

	百万円
Ichthys LNG Pty Ltd※1	533,241
Tangguh Trustee※2	19,982
サハリン石油ガス開発㈱	1,938
Japan Canada Oil Sands Limited	1,594
Oceanic Breeze LNG Transport S.A.	209
従業員（住宅資金借入）	33
合計	556,998

※1 イクシスLNGプロジェクトの開発資金借入

※2 MI Berau B.V. 及びMIベラウジャパン㈱を通じて参画するタングーLNGプロジェクトの開発資金借入（このうち、第3トレイン建設に係る借入については、権益比率に応じた当社分の保証負担額（9,154百万円）のみを記載しております。）

（2）完工保証

イクシスLNGプロジェクトファイナンスに関連して、資産を担保に供したことに加え、他のプロジェクトパートナーとともに権益比率に応じてプロジェクトの完工までの債務保証をレンダーに差し入れております。

当連結会計年度末における当社分の保証負担額は、857,530百万円であります。

〔連結損益計算書に関する注記〕

当社グループは、鉱区等を独立したキャッシュ・フローを生み出す基本単位としてグルーピングしております。米州天然ガス価格の見通しの下落等により、当該資産グループの回収可能価額が低下したことから、以下の事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（単位：百万円）

用途	場所	種類	減損損失
カナダシェールガス鉱区に係る事業用資産等	カナダブリティッシュコロンビア州	建物及び構築物	2,677
		坑井	4,020
		機械装置及び運搬具	11,391
		鉱業権	48,428
		その他	9,725
		計	76,243
その他			3,726
合計			79,970

カナダシェールガス鉱区（ホーンリバー/コルドバ/リアード地域）に係る事業用資産の回収可能価額については、使用価値により測定しております。使用価値は事業用資産から得られる将来キャッシュ・フローを9.9%～16.2%で割り引いた値によっております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式数				
普通株式	1,462,323,600	－	－	1,462,323,600
甲種類株式	1	－	－	1
合計	1,462,323,601	－	－	1,462,323,601
自己株式				
普通株式	1,966,500	－	－	1,966,500
合計	1,966,500	－	－	1,966,500

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	一株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年６月27日定時株主総会	普通株式	13,143	9	平成29年３月31日	平成29年６月28日
	甲種類株式	0	3,600	平成29年３月31日	平成29年６月28日
平成29年11月８日取締役会	普通株式	13,143	9	平成29年９月30日	平成29年12月１日
	甲種類株式	0	3,600	平成29年９月30日	平成29年12月１日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	一株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	13,143	9	平成30年３月31日	平成30年６月27日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,600	平成30年３月31日	平成30年６月27日

〔金融商品に関する注記〕

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、石油・天然ガス開発資金及び天然ガス供給インフラ施設等建設資金を、手許資金及び銀行借入により調達することを基本方針としております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業管理細則及び与信管理細則に従い取引先の信用状況を適時に把握し、リスク軽減を図っております。保有する有価証券・投資有価証券で、市場価格の変動リスクに晒されているものについては、時価が定期的に経営会議にて報告されております。

借入金は変動金利を基本としておりますが、個別プロジェクトの状況に合わせて、金利スワップによる支払利息の固定化を含めた固定金利の借入も行っております。外貨建資産・負債にかかる為替変動リスクに対しては、外貨建資産・負債のバランスを取るとともに、社内方針に基づき必要に応じて先物為替予約等のデリバティブ取引を利用したリスク管理を行っております。デリバティブ取引に関しては、社内規則に従って行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	276,102	276,102	－
(2) 受取手形及び売掛金	66,900	66,900	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	58,253	58,253	－
(4) 長期貸付金	295,861	295,861	－
資産計	697,117	697,117	－
(1) 短期借入金	71,250	69,588	△1,661
(2) 長期借入金	627,326	600,954	△26,372
負債計	698,577	670,543	△28,034
デリバティブ取引※	50	50	－

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様な新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負　債

(1) 短期借入金

短期借入金に含まれる1年以内返済予定の長期借入金に関しては、(2) 長期借入金と同様な方法にて時価を算定しております。また、その他の短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様な新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

デリバティブ取引

デリバティブの時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債（2）参照）。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額26,731百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額282,432百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（3）投資有価証券」には含めておりません。なお、資源探鉱投資法人等の株式については、投資先各社の資産状態を検討の上、探鉱投資引当金を計上しております。

〔１株当たり情報に関する注記〕

1.　１株当たり純資産額　　1,997円24銭

2.　１株当たり当期純利益　　27円64銭

■ 計算書類

株主資本等変動計算書

（自 平成29年 4 月 1 日
至 平成30年 3 月31日）

単位：百万円(百万円未満切捨表示)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	
				固定資産圧縮積立金	特別償却準備金
当期首残高	290,809	1,023,802	1,023,802	2,108	4,536
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩				△3	
特別償却準備金の取崩					△1,132
探鉱準備金の積立					
探鉱準備金の取崩					
剰余金の配当					
当期純利益					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	－	△3	△1,132
当期末残高	290,809	1,023,802	1,023,802	2,105	3,404

単位：百万円(百万円未満切捨表示)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計					
	探鉱準備金	繰越利益剰余金						
当期首残高	10,035	1,071,554	1,088,235	△5,248	2,397,599	6,476	6,476	2,404,076
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩		3	－		－			－
特別償却準備金の取崩		1,132	－		－			－
探鉱準備金の積立	6,528	△6,528	－		－			－
探鉱準備金の取崩	△3,350	3,350	－		－			－
剰余金の配当		△26,286	△26,286		△26,286			△26,286
当期純利益		1,764	1,764		1,764			1,764
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						3,711	3,711	3,711
当期変動額合計	3,177	△26,564	△24,522	－	△24,522	3,711	3,711	△20,810
当期末残高	13,213	1,044,989	1,063,713	△5,248	2,373,077	10,188	10,188	2,383,265

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針に係る事項〕

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

（2）デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法

（3）たな卸資産の評価基準及び評価方法　評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品、原材料及び貯蔵品	移動平均法
仕掛品及び半成工事	個別法

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　2～50年 構築物　7～60年 坑井　3年 機械及び装置　2～22年
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、のれんの償却については、20年の定額法で償却することとしております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

探鉱投資引当金	資源探鉱投資法人等の株式等に対する損失に備えるため、投資先各社の資産状態を検討のうえ計上しております。
役員賞与引当金	役員に対する賞与の支出に備えるため、当事業年度の負担する支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、数理計算上の差異は発生時に一括費用処理することとしております。
事業損失引当金	当社における石油・天然ガスの開発、生産及び販売事業等に係る損失に備えるため、個別に事業の状況等を勘案し計上しております。
関係会社事業損失引当金	関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
関係会社債務保証損失引当金	関係会社に対する債務保証等に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

4．ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	金利スワップについて特例処理を採用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段　　金利スワップ取引 ヘッジ対象　　借入金の支払金利
ヘッジ方針	デリバティブ取引の限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的によるデリバティブ取引は行わないこととしております。
ヘッジ有効性の評価	金利スワップは特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理について	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
生産物回収勘定の会計処理について	生産分与契約に基づき投下した作業費を計上しております。生産開始後、同契約に基づき生産物（原油及び天然ガス）をもって投下作業費を回収しております。

〔表示方法の変更〕
(損益計算書)
前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めておりました「支払利息」は金額的重要性により、当事業年度より区分掲記しました。

〔貸借対照表に関する注記〕

1．担保に供している資産は次のとおりであります。

関係会社株式	4,880百万円

上記は関連会社の債務の担保目的で差し入れたものであります。

2．有形固定資産の減価償却累計額　290,076百万円

3．保証債務

（1）銀行借入等に対する債務保証等

	百万円
Ichthys LNG Pty Ltd※1	533,241
インペックス北カスピ海石油㈱	82,240
Tangguh Trustee※2	19,982
インペックストレーディング㈱	9,010
サハリン石油ガス開発㈱	1,938
Japan Canada Oil Sands Limited	1,594
Oceanic Breeze LNG Transport S.A.	298
従業員（住宅資金借入）	33
Teikoku Oil (North America) Co., Ltd.	16
計	648,356

※1 イクシスLNGプロジェクトの開発資金借入

※2 MI Berau B.V. 及びMIベラウジャパン㈱を通じて参画するタングーLNGプロジェクトの開発資金借入（このうち、第3トレイン建設に係る借入については、権益比率に応じた当社分の保証負担額（9,154百万円）のみを記載しております。）

(2) 完工保証

イクシスLNGプロジェクトファイナンスに関連して、他のプロジェクトパートナーとともに権益比率に応じてプロジェクトの完工までの債務保証をレンダーに差し入れております。

当事業年度末における当社分の保証負担額は、857,530百万円であります。

4．関係会社に対する金銭債権・債務

	百万円
短期金銭債権	713,064
長期金銭債権	136,241
短期金銭債務	36,848
長期金銭債務	30

〔損益計算書に関する注記〕

1．関係会社との取引高

	百万円
営業取引による取引高	
売上高	29,864
仕入高	1,241
その他の営業取引	18,585
営業取引以外の取引高	63,976

2．減損損失

当社は、鉱区等を独立したキャッシュ・フローを生み出す基本単位としてグルーピングしております。油価の下落等に基づく事業環境の悪化により、以下の事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（単位：百万円）

用途	場所	種類	減損損失
南阿賀油田に係る事業用資産等	新潟県阿賀野市等	機械及び装置	1,017
		土地	23
		建設仮勘定	2,564
		計	3,605
その他			24
合計			3,630

南阿賀油田に係る事業用資産等の回収可能価額については、使用価値によって測定しております。使用価値は、事業用資産から得られる将来キャッシュ・フローを9.2%で割引いた値によっております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株数

普通株式　1,966,500株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
探鉱投資引当金	30,013百万円
関係会社株式評価損	32,334百万円
投資有価証券評価損	2,236百万円
退職給付引当金	1,868百万円
事業損失引当金	2,768百万円
関係会社事業損失引当金	2,292百万円
資産除去債務	866百万円
未払賞与	606百万円
貸倒引当金	17,583百万円
関係会社債務保証損失引当金	7,474百万円
その他	4,532百万円
繰延税金資産小計	102,578百万円
評価性引当額	△87,067百万円
繰延税金資産合計	15,511百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,263百万円
パーチェス法適用に伴う時価評価差額等	6,664百万円
探鉱準備金	5,139百万円
特別償却準備金	1,324百万円
固定資産圧縮積立金	1,208百万円
その他	1,096百万円
繰延税金負債合計	18,695百万円
繰延税金負債の純額	3,183百万円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	残高 (百万円)
子会社	インペックストレーディング㈱	所有割合 (直接) 100.00% 被所有割合 −%	出資	原油売上 (注1)	24,239	—	—
	インペックス北カスピ海石油㈱	所有割合 (直接) 51.00% 被所有割合 −%	役員の兼任、出資	出資の引受 (注2)	30,035	—	—
				金銭の貸付 (注3)	2,472	関係会社長期貸付金	134,313
				金銭の貸付 (注3)	39,415	関係会社短期貸付金	110,785
				債務保証 (注4)	82,240	—	—
	INPEX Financial Services Singapore PTE. LTD.	所有割合 (直接) 100.00% 被所有割合 −%	役員の兼任、出資	出資の引受 (注5)	172,718 (百万米ドル) 1,600	—	—
				資金の管理 (注6)	—	関係会社預け金	523,907
						短期借入金	33,515
	INPEX Gas British Columbia Ltd.	所有割合 (直接) 45.09% 被所有割合 −%	出資	金銭の貸付 (注7)	47,415	関係会社短期貸付金	42,494
	JODCO Lower Zakum Limited	所有割合 (直接) 100.00% 被所有割合 −%	出資	出資の引受 (注8)	64,044 (百万米ドル) 600	—	—

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	残高(百万円)
子会社	INPEX Oil & Gas Australia Pty Ltd	所有割合(直接) 100.00% 被所有割合 －%	出資	出資の引受(注９)	29,476 (百万米ドル) 265	―	―
関連会社	Ichthys LNG Pty Ltd	所有割合(間接) 62.25% 被所有割合 －%	役員の兼任	債務保証(注４)	533,241	―	―
				債務保証(注１０)	857,530	―	―

(注１) 原油販売契約書に基づいて、インペックストレーディング㈱に市場価格を勘案した適正な価格で原油を販売しております。

(注２) 当社がインペックス北カスピ海石油㈱の行った第三者割当増資、及び株主割当増資を１株50,000円で引き受けたものであります。

(注３) 金銭の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注４) 債務保証は開発事業資金として金融機関からの融資に対して保証したものであり、取引金額は期末現在の保証残高であります。

（注５）当社がINPEX Financial Services Singapore PTE. LTD.の行った株主割当増資を１株1ドルで引き受けたものであります。
（注６）当社グループはグループ内の資金管理の効率化を図ることを目的としてキャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは実務上困難であるため、取引金額は記載しておりません。なお、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
（注７）金銭の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。また、当貸付については、37,879百万円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において37,879百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
（注８）当社がJODCO Lower Zakum Limitedに対して1株10,000ドルで出資したものであります。
（注９）当社がINPEX Oil & Gas Australia Pty Ltdの行った株主割当増資を１株1ドルで引き受けたものであります。
（注１０）債務保証はプロジェクトファイナンスに関連して、権益比率に応じてプロジェクトの完工までの債務保証をレンダーに対して差し入れたものであり、取引金額は期末現在の当社分の保証残高であります。

〔１株当たり情報に関する注記〕

1.　１株当たり純資産額　　1,631円　97銭

2.　１株当たり当期純利益　　1円　21銭